

現 行			改 正 後		
9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係			9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係		
別紙様式 2			別紙様式 2		
[特定目的信託 届出書類チェックリスト] (略)			[特定目的信託 届出書類チェックリスト] (略)		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) (略)			(2) (略)		
(3) (略)			(3) (略)		
特定目的信託契約書案の記載内容についてのチェックリスト 届出者			特定目的信託契約書案の記載内容についてのチェックリスト 届出者		
関連条文	審査する内容	チェック欄	関連条文	審査する内容	チェック欄
(略)	(1) (略)		(略)	(1) (略)	
規則116条	(2) 特定資産信託契約の契約書には、以下に掲げる事項が記載されているか。ただし、(6)～(23)に掲げる事項について資産信託流動化計画に記載した場合は、この限りでない。		規則116条	(2) 特定資産信託契約の契約書には、以下に掲げる事項が記載又は記録されているか（以下別紙様式2において「記載されているか」という。）。ただし、(6)～(23)に掲げる事項について資産信託流動化計画に記載し又は記録した場合は、この限りでない。	
(略)	(3) ～ (4) (略)		(略)	(3) ～ (4) (略)	

現 行			改 正 後		
関連条文	審査する内容	チェック欄	関連条文	審査する内容	チェック欄
法229条一 規則116条三	(5) 特定目的信託契約である旨規定されているか。		法229条一 規則116条三	(5) 特定目的信託である旨規定されているか。	
法229条三 法230条三 規則116条四	(6) (略)		法229条三 法230条①三 規則116条四	(6) (略)	
(略)	(7)～(8) (略)		(略)	(7)～(8) (略)	
法229条六 規則116条七	(9) (略)		規則116条七	(9) (略)	
法230条一 規則116条八	(10) (略)		法230条①一 規則116条八	(10) (略)	
規則116条九	(11) 特定資産が法第230条第2号に規定する政令で定める特定資産である場合は、同号に規定する政令で定める条件が記載されているか。		規則116条九	(11) 特定資産が法第230条第1項第2号に規定する政令で定める特定資産である場合は、同号に規定する政令で定める条件が記載されているか。	
法230条四 規則116条十	(12) (略)		法230条①四 規則116条十	(12) (略)	
(略)	(a)～(f) (略)		(略)	(a)～(f) (略)	
(略)	(13)～(16) (略)		(略)	(13)～(16) (略)	
規則116条十五	(17) 権利者名簿の閉鎖期間又は基準日を指定する場合は、指定する期間又は日について記載されているか。		規則116条十五	(17) 権利者名簿の基準日を指定する場合は、指定する日について記載されているか。	

現 行				改 正 後			
関連条文	審査する内容		チェック欄	関連条文	審査する内容		チェック欄
(略)	(18)～(21) (略)			規則115条一 規則116条十 六	(18)～(21) (略)		
規則116条二 ○	(22) 受託信託会社等が固有財産により <u>証券取引法第2条第8項第4号</u> の行 為を行う場合は、その旨及び当該行為 に関する事項について記載されてい るか。			規則116条二 ○	(22) 受託信託会社等が固有財産により <u>金融商品取引法第2条第8項第6号</u> の行為を行う場合は、その旨及び当該 行為に関する事項について記載され ているか。		
(略)	(23) (略)			(略)	(23) (略)		
資産信託流動化計画の記載内容についてのチェックリスト				資産信託流動化計画の記載内容についてのチェックリスト			
項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄	項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
1. 契約 期間	(略)	(1) (略)		1. 契約 期間	(略)	(1) (略)	
	規則 106 条 二	(2) 特定目的信託契約の締結日 について <u>記載があるか。</u>			規則 106 条 二	(2) 特定目的信託契約の締結日 について <u>記載又は記録がある か（以下別紙様式2において 「記載があるか」という。）。</u>	
	(略)	(3)～(4) (略)			(略)	(3)～(4) (略)	

金融監督等にあたっての留意事項について -事務ガイドライン- 第三分冊：金融会社関係

現 行				改 正 後			
項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄	項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
2. 特定資産に関する事項	(略)	(1)～(3) (略)		2. 特定資産に関する事項	(略)	(1)～(3) (略)	
	規則107条四	(4) 特定資産の価額（特定資産の価額を知るために必要な事項の概要、特定資産の価額につき調査した結果（資産の種類ごとの内訳を含み、特定資産が不動産であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。）及び特定資産が不動産であるときは、鑑定評価を行った者の氏名又は名称を含む。）			規則107条四	(4) 特定資産の価額（特定資産の価額を知るために必要な事項の概要、特定資産の価額につき調査した結果（資産の種類ごとの内訳を含み、特定資産が不動産であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。）及び特定資産が不動産であるときは、鑑定評価を行った者の氏名又は名称を含む。） <u>について記載があるか。</u>	
	(略)	(5)～(7) (略)			(略)	(5)～(7) (略)	
3. ～5. (略)	(略)	(略)		3. ～5. (略)	(略)	(略)	
6. その他の資産 信託流動化計画記	(略)	(1)～(8) (略)		6. その他の資産 信託流動化計画記	(略)	(1)～(8) (略)	

金融監督等にあたっての留意事項について -事務ガイドライン- 第三分冊：金融会社関係

現 行				改 正 後			
項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄	項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
載事項	規則111条 九	(9) 特定目的信託にかかる公告方法（法第3編又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないとされているものを除く。）を電子公告（信託会社等（会社に限る。）にあつては、会社法第2条第34号に規定する電子公告をいい、信託会社等（会社を除く。）にあつては、法第288条第1項第3号に掲げる電子公告をいう。）としようとするときは、公告アドレスの記載があるか。		載事項	(削除)	(削除)	
	規則111条 十	(10) 上記(2)及び(3)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続の記載があるか。			規則111条 九	(9) 上記(2)及び(3)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続の記載があるか。	
	規則111条 十一	(11) 上記(1)～(10)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。			規則111条 十	(10) 上記(1)～(9)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	